

本学学生によるインターネットへの書き込みに係る処分について

7月3日付で京都教育大学の集団暴行事件に関して、本学学生がインターネット上に被害者の人権を侵害するような内容の書き込みを行ったことを報告いたしました。その後、学内で当該学生への対応を協議した結果、本日開催された臨床心理学部教授会におきまして、訓告処分が決定いたしましたので改めてご報告いたします。

今後、当該学生に対する指導並びに全学生に対して授業、ゼミを通じて、人権の尊重やネットワーク・エチケットについて周知徹底すべく努めていく所存であります。

あらためまして、事件の被害者をはじめ、関係各位にこそころからお詫び申し上げます。

平成 21 年 7 月 9 日

京都文教大学学長
鑑 幹八郎